

第四百七十七回 参議院財政・金融委員会會議録第二号

平成十二年三月九日(木曜日)
午後零時十分開会

委員の異動

二月十日

岸 宏一君

二月二十一日

中島 啓雄君

二月二十二日

尾辻 秀久君

二月二十八日

日出 英輔君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

二月二十九日

尾辻 秀久君

補欠選任
片山虎之助君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

補欠選任
尾辻 秀久君

國務大臣
大藏大臣

大藏大臣
宮澤 喜一君

大藏大臣
谷垣 禎一君

大藏大臣
林 芳正君

大藏大臣
村井 仁君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

國務大臣
大藏大臣

大藏大臣
宮澤 喜一君

大藏大臣
谷垣 禎一君

大藏大臣
林 芳正君

大藏大臣
村井 仁君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

國務大臣
大藏大臣

大藏大臣
宮澤 喜一君

大藏大臣
谷垣 禎一君

大藏大臣
林 芳正君

大藏大臣
村井 仁君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

大藏大臣
吉田 成宣君

國務大臣(宮澤喜一君) 今後の財政金融政策の基本的な考え方につきましては先般の財政演説において所信を申し述べたところでありますが、本委員会において重ねて所信の一端として今後取り組むべき課題等について申し上げます。委員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

政府として取り組むべき第一の課題は、民需中心の本格的な景気回復の実現であります。

我が国経済は、バブル経済崩壊に伴う資産市場の低迷や不良債権問題等により長期にわたる停滞を余儀なくされ、平成九年秋以降、その後遺症を抱える中で金融システム不安が生じたこと等もあり、五半期連続のマイナス成長という戦後初めての厳しい局面を経験いたしました。政府としては、このような極めて厳しい景気状況から脱却し我が国経済の再生を図るため、景気回復に向けた諸施策や金融システム安定化策の実施に全力を挙げて取り組んでまいりました。こうした各種の政策の効果やアジア経済の回復などの影響で、現在、我が国経済は最悪期を脱し、緩やかな改善が続いております。

しかしながら、個人消費や設備投資などの経済の自律的回復のかぎを握る民需の動向は依然として弱い状況であり、今の段階で財政面からの下支えの手を緩めることなく、公需から民需への円滑なバトンタッチを図り、民需中心の本格的な景気回復の実現に努めなければならないと考えております。

こうした認識のもと、まずは昨年秋季取りまとめました経済新生対策に盛り込まれた諸施策を着実に実施すべく、さきの国会において成立した平成十一年度第二次補正予算を迅速に実施しております。

また、平成十二年度予算においては、現下の経済金融情勢にかんがみ、まず公共事業について、

景気回復に全力を尽くすとの観点に立つて編成した前年度当初予算と同額を確保するとともに、公共事業等予備費五千億円を計上し、万全を期することといたしました。また、金融面については、金融システム安定化、預金者保護を図るため、預金保険機構に交付した七兆円の国債を十三兆円に拡大し、あわせて新たに交付する国債の償還財源として四兆五千億円を国債整理基金特別会計に繰り入れる措置を講じております。私としては、今回の予算をもって景気回復や金融システム安定化に向けて必要な措置は確保されたものと確信しております。

一方、税制においては、景気との関連では、昨年から実施している個人所得課税及び法人課税の恒久的な減税が継続しておりますが、平成十二年度税制改正においても、住宅ローン減税の適用期限の延長、エンジェル税制の対象株式に係る課税の特例の創設など、民間投資等の促進及び中小企業、ベンチャー企業の振興を図るための措置を講ずることとしております。さらに、年金税制、法人関係税制、年少扶養親族に係る扶養控除制度等について、社会経済情勢の変化等に対応するため所要の措置を講ずることとしております。

これらの結果、平成十二年度予算における公債依存度は、前年度当初予算の三七・九％と比べ〇・五ポイント増加し、三八・四％となり、平成十二年度末の国、地方の長期債務残高は六百四十五兆円に達する見込みとなり、我が国財政は危機的な状況にあります。

こうした現状を見れば、財政構造改革が避けて通れない課題であることは言うまでもありませんが、その前提として我が国経済が民需中心の本格的な回復軌道に乗ることを確認することが必要であり、その上で、財政、税制の諸課題について、二十一世紀の我が国経済社会のあるべき姿を展望

本日の会議に付した案件

○財政及び金融等に関する調査
(財政及び金融等の基本施策に関する件)
(派遣委員の報告)

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る二月十日、岸宏一君が委員を辞任され、その補欠として片山虎之助君が選任されました。

○委員長(平田健二君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、財政及び金融等の基本施策について、宮澤大蔵大臣から所信を聴取いたします。

宮澤大蔵大臣。

岩井 國臣君

片山虎之助君

河本 英典君

世耕 弘成君

中島 啓雄君

林 芳正君

宮澤大蔵大臣。

岩井 國臣君

片山虎之助君

河本 英典君

世耕 弘成君

し速やかに検討を行い、抜本的な措置を講じたいと考えております。

財政投融資改革については、平成十三年度から郵便貯金及び年金積立金の預託を廃止し、資金調達を市場原理にのっとったものとし、新たな機能にふさわしい仕組みを構築すること等を内容とする関連法案を今国会に提出したところであります。

第二の課題は、安心で活力ある金融システムの構築であります。

預金保険制度に関しては、金融審議会において、昨年十二月、答申が取りまとめられました。これにより、預金等全額保護の特例措置終了後に整備すべき恒久的な制度のあり方が明らかにになりましたが、一部の中小金融機関について、経営の一層の実態把握を図りその改善を確保するためのこと等により、より強固な金融システムの構築を図る必要があるとの観点から、昨年末に与党間で預金等全額保護の特例措置の終了時期を一年延長することが適当である旨の合意がなされました。これらの答申及び与党間の合意を踏まえ、今国会に関係法案を提出したところであります。

保険会社につきましても、金融審議会の報告等を踏まえ、相互会社の株式会社化、倒産法制の整備等のための関連法案を今国会に提出したところであります。

また、二十一世紀を展望した金融サービスに関するインフラの整備として、資産やリスクが効率的に配分される市場の構築と金融サービスの利用者保護の環境の整備等を進める観点から、新しい金融のルールの枠組みとして、金融商品の販売、勧誘ルールの整備及び集団投資スキームの整備等について今国会での法制化に取り組んでいるところであります。

第三の課題は、世界経済の健全な発展への貢献であります。

アジアの繁栄の確保、アジア諸国と日本の連携の一層の強化に取り組んでまいります。

また、多角的自由貿易体制の維持強化の観点から、我が国はWTOにおける新ラウンドの早期立ち上げのため引き続き努力してまいり所存であります。さらに、平成二十二年関税改正において、特定品目の関税率の改正等を行うとともに、納税申告の前に輸入貨物の引き取りを可能とする簡易申告制度を導入することとしております。

次に、今国会に提出しております平成十二年度予算の概要について御説明いたします。

平成十二年度予算は、我が国経済が厳しい状況をおもひながら、これを本格的な回復軌道につなげていくため、経済運営に万全を期すとの観点に立つて編成しております。

歳出面については、一般歳出の規模は四十八兆九百十四億円で、前年度当初予算に対して二・六％の増加となっております。これに地方交付税交付金等及び国債費を加えた一般会計予算規模は八十四兆九千八百七十一億円、前年度当初予算に対して三・八％の増加となっております。

歳入面のうち税制につきましては、さきに申し述べましたとおり、民間投資等の促進及び中小企業、ベンチャー企業の振興を図るための措置等を講ずることとしております。

公債発行予定額は、前年度当初予算より一兆五千六百億円の増額、三十二兆六千億円となっております。特例公債の発行については別途所要の法律案を提出しており、御審議をお願いすることとしております。

財政投融資計画については、財政投融資改革を視野に入れつつ、引き続き景気に配慮する等の観点から、資金の重点的、効率的な配分を図ったところであります。一般財政投融資の規模は三十七兆四千六百六十億円となり、前年度当初計画に対して四・八％減となっております。また、資金運用事業を加えた財政投融資計画の総額は四十三兆六千七百六十億円となり、前年度当初計画に対して一・七・四％減となっております。

以上、財政金融政策に関する私の所信の一端を申し述べました。

なお、既に本国会に提出したものを今後御審議をお願いすることを予定しております大蔵省関係の法律案は、平成十二年度予算に関連するもの六件、その他四件、合計十件であります。また、現在検討中のものが一件ございます。今後、提出法律案の内容につきましましては逐次御説明することとなりますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(平田健二君) 以上で所信の聴取は終わりました。本件に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(平田健二君) この際、谷垣金融再生委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。谷垣金融再生委員会委員長。

○国務大臣(谷垣禎一君) このたび金融再生委員会委員長を拝命いたしました谷垣禎一でございます。

我が国金融システムの安定と再生のために全力を尽くして任に当たってまいり所存でありますので、当委員会の委員長及び各委員の皆様には御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、発言の機会をいただきましたので、現下の金融行政について一言申し述べさせていただきます。金融再生委員会では、破綻金融機関の迅速な処理及び健全な銀行に対する公的資本増強の実施等を通じて、我が国金融システムの安定と再生に引き続き全力を挙げて取り組んでおります。

破綻金融機関に関しては、日本長期信用銀行について三月一日に譲渡が実行され金融再生法に基づく特別公的管理が終了し、また日本債券信用銀行についても先般優先交渉先が選定されております。さらに、金融整理管財人による管理のもとに置かれている第二地銀五行等に関しても、本年に入

り国民銀行の営業譲渡先が選定されるなど、可能な限り早期の処理を目指し作業が進められていくところであります。

他方、早期健全化法に基づく資本増強については、昨年、大手十五行及びその他の地域金融機関五行に対して資本増強を承認し、これらの銀行の経営健全化計画についてその履行状況のフォローアップを厳格に実施しているところであります。

また、いわゆるペイオフ問題に関しては、昨年十二月二十九日、与党三党間でペイオフの解禁を一年延期するとの決定がなされたところでありますが、金融再生委員会としてもこれを重く受けとめ、大蔵省とともに所要の改正法案を準備し、先般、閣議決定を経て国会に提出しております。

また同時に、金融再生委員会としては、与えられた猶予期間中に揺るぎのない金融システムを構築するため、来年一月の設置期限までの間、金融再生法や早期健全化法の枠組みを活用し、中小企業向け金融を主たる業務とする金融機関の経営の改善等を行い、金融システム全体の安定化に向けて最大限の努力を行ってまいり所存であります。

なお、保険に関しましては、大蔵省とともに、先般、閣議決定を経て、倒産法制の整備等のための関連法案を国会に提出いたしましたところであります。

次に、金融機関等の検査監督行政に関して一言申し上げます。

我が国の金融機関等を取り巻く環境は、ただいま申し上げましたような金融システムの安定と再生に向けた取り組みの効果もあり、一時期と比較して確実に安定性を取り戻してきておりますが、一方で、今後も金融取引の一層の多様化、国際化が進むとともに、内外における金融機関相互の競争がますます激しくなっていくものと予想されます。

このような状況にあつて、昨年来、大手銀行の間で合併等が相次いで発表されるなど、金融の再編が急速に進んでいるところでありますが、各金融機関においては、引き続き経営の改善、効率化

を旨とした真剣な努力を重ねていく必要があり、金融監督当局といたしましても、厳正な検査監督を通じ金融機関等の健全性の維持向上に一層の努力を傾注してまいり所存であります。

金融検査については、検査官の増員等による検査体制の整備拡充及び金融検査マニュアルの的確な実施を通じた検査の質的向上を図るとともに、金融機関等をめぐる環境の変化に即応した検査の深度、専門性の向上等に引き続き努めてまいることとしております。

信用組合の検査監督については、本年四月に都道府県から国に権限が移管されることとなっており、信用組合は地域金融において重要な役割を果たしており、信用組合の検査監督権限の円滑な移管を確保することが極めて重要であります。

このため、移管円滑化のためのプロジェクトチームを設置して関係する金融当局が相互に緊密な連携を図っていくこととしているほか、各財務局と都道府県の密接な協力のもと、信用組合の速やかな状況把握に最大限努めているところであります。

また、最近では、流通業など異業種による銀行業への参入という新たな動きが見受けられるところであり、当局においては、このような動きにつきましてもプロジェクトチームを設置して鋭意検討を進めているところであります。

金融再生委員会、金融監督庁といたしましては、今後とも市場規律と自己責任原則を基軸とした明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を遂行してまいるとともに、我が国金融システムの健全性回復に向けた総仕上げに全力を傾け、二十一世紀の到来を見据えた一層強固な金融システムの構築のために最善の努力を払ってまいりたいと存じますので、当委員会の委員長及び各委員の皆様には引き続きよろしくお願い申し上げます。

○委員長(平田健二君) 次に、先般本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。海野義孝君。

○海野義孝君 委員派遣について、その概要を御報告申し上げます。

今回の委員派遣は、去る一月十七日、十八日の二日間、沖縄県に参りました。派遣委員は、平田委員長、伊藤理事、池田理事、三重野委員、星野委員及び私、海野の六名であります。派遣地におきましては、沖縄開発庁沖縄総合事務局、沖縄国税事務所、国税不服審判所沖縄事務所、沖縄地区税関、日本銀行那覇支店、沖縄振興開発金融公庫、沖縄郵政管理事務所からそれぞれ管内の概況説明を聴取するとともに、地元金融機関との意見交換を行ったほか、地場産業等を視察してまいりました。

以下、調査の概要について申し上げます。

沖縄県は、面積が約二千二百六十八平方キロメートルで四十七都道府県中四十四番目、人口は約百三十一万三千人で全国の一・〇％、県内総生産は三兆三千五百二十八億円で全国の〇・七％を占めております。

産業構造面では、全国平均に比べて第二次産業、中でも製造業の割合が極めて低い反面、サービス業を初め第三次産業の割合が高いことが特徴であります。また、県民総支出に占める財政支出の割合が全国平均の約二倍と高くなっていることに加え、公共事業、観光収入、基地収入のいわゆる三Kに対する依存度も高いという外部依存型の経済構造となっております。

最近の沖縄県経済を見ますと、一部に停滞感はあるものの、緩やかながら回復の動きが広がってきております。

産業活動を見ると、全体では依然として前年を下回っているものの、建設関連産業や食料品等の一部で持ち直しの動きが広がっております。とりわけ観光につきましては、パッケージツアー等の旅行商品の低価格化や観光関連業界の積極的な誘致活動に加え、サミット開催決定による効果もあって観光入城客数が大幅に増加し過去最高水準を維持するなど、引き続き好調に推移しております。

個人消費は総じて底がたい動きとなっておりますが、百貨店、コンビニエンスストアの売り上げが前年を上回っているほか、耐久消費財のうち家電製品、新車、中古車等の販売が前年を上回るなど、一部に持ち直しの動きが見られます。

企業の設備投資は、十一年度は、製造業で前年度を上回るものの、非製造業で前年度を下回ることから、全体では前年度を下回る見込みとなっております。

公共事業の伸びは、過去最高水準となった前年度を下回るものの、引き続き高い水準を維持しております。

雇用情勢を見ると、平成十年の完全失業率は七・七％と、全国四・一％の約二倍となっており、また失業者に占める若年層の割合が高く、非常に厳しい状況となっております。

金融面では、県内に本店を有する銀行は三社、信用金庫は二金庫である一方で、本土民間金融機関の店舗が一店舗しかなく、信用組合がないこと等もあって、預金及び貸出金に占める地方金融機関のウェイトが高くなっております。

沖縄総合事務局によりますと、これまでの沖縄振興開発の諸施策の結果、ハード面での本土との格差は縮小してきており、ソフト面での格差は、是正が今後の発展のきざしとなり、この点で沖縄開発はまさに正念場に差しかかっているとの説明がありました。

次に、税務行政についてであります。

管内の平成十年度の収納済み額は二千六百七億円で、前年比で一・七％のプラスとなっております。これを税目別で見ますと、源泉所得税及び申告所得税の割合は定額減税の影響で前年度に比べ低下しておりますが、消費税の割合は税率引き上げにより増加しております。また、税収に占める揮発油税及び航空機燃料税の割合が全国平均に比べ高いことが特徴となっております。

一方、平成十年度の国税不服審査請求事件の発生件数は五十九件、前年度からの繰り越しが二十八件あり、十年度ではこのうち五十九件を処理しております。

逐年、発生件数は増加傾向にあります。

次に、税関行政についてであります。

沖縄地区税関は離島が散在する広大な沖縄県全域を管轄しております。近年、不正薬物の乱用が大きな社会問題となっており、このに加え、本年七月のサミットの開催に際してテロの未然防止が重要な課題となっております。このような課題に対して、税関として厳しい定員事情のもとで、不正薬物、けん銃等の水際取り締まりを強化しているとの説明がありました。

次に、日本銀行那覇支店等から聴取した概況説明の内容を簡単に申し上げます。

日本銀行那覇支店からは、県内企業の業況判断が全国平均に比べ高く、企業の景況感が改善しているほか、景気は停滞を続けているものの、一部に明るい動きが見られるとの説明がありました。また、県内においては貸し流りの傾向は見られないとの説明がありました。

沖縄振興開発金融公庫からは、県内唯一の政府系金融機関として、産業開発資金、中小企業等資金、住宅資金等の貸し付けを行っているほか、今後は独自の制度である沖縄創業者等支援緊急特別資金貸付制度を恒久化したいとの説明がありました。

沖縄郵政管理事務所からは、県内郵便貯金残高は一兆百九十八億円で前年比五・七％の増加であること、及び沖縄県の特徴として一人当たりの郵便貯金残高が七十八万円と、全国平均の二百一十万円よりも低い水準にあるとの説明がありました。

説明聴取後、最近における県内の設備投資の動向、サミット開催による経済波及効果、公共事業費の内訳、郵便貯金の低水準の理由等について活発な意見交換を行いました。

また、沖縄県の民間金融機関との意見交換におきましては、地方銀行三行及び信用金庫二金庫の各代表から、沖縄における金融情勢の現状、今後の展望と対応等について説明がありました。今後の具体的には、県内各金融機関の不良債権処理の

一、租税特別措置法等の一部を改正する法律案

目次中「第七十条の十一」を「第七十条の十二」に、「第八十四条の四」を「第八十四条の五」に、

に相当する金額」に改める。

第十条の六第一項中「平成十二年三月三十一

は建設」に、「の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）を」を

「若しくは建設」に改め、同項の表の第一号中「平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に改め、「当該設備であつて政令で定めるもののうち、平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十二とし、同年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。」を削り、同表に次の一号を加える。

三 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百十八号)第三条第二項に規定する不正アクセス行為からの防御に資する設備として大蔵省令で定めるものを事業の用に供する第十條第二項に規定する中小企業者に該当する個人	平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	当該設備で政令で定める規模のもの	百分の二十
--	--------------------------	------------------	-------

第十一條の五第二項中「特定電気通信設備を

「特定電気通信設備等」に改める。

第十一條の六第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第十一條の七第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「分別基準適合物」の下に「又は特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物」を加える。

第十一條の八第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「承認」を「同意に」、「百分の二十五」を「百分の二十」に、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第十二條第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十」を「百分の六」に、「百分の六」を「百分の五」に改め、同表の第四号中「過疎地域活性化特別措置法」を「旧過疎地域活性化特別措置法」に、「過疎地域のうち政令で定める地区及びこれに類する地区として政令で定める地区並びに」を「過疎地域に類する地区として政令で定

成十一年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十二とし、同年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。」を削り、同表に次の一号を加える。

三 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの(第十一條から前条まで、次条第一項又は第十四條から第十六條までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「障害者対応設備等」という。)を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該個人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合に、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該障害者対応設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等について同項の規定により計算した償却費の	平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	当該設備で政令で定める規模のもの	百分の二十
---	--------------------------	------------------	-------

める地区及び」に改める。

第十二條の四第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第十三條第三項を次のように改める。

3 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作の後事業の用に供されたことのないもの(第十一條から前条まで、次条第一項又は第十四條から第十六條までの規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「障害者対応設備等」という。)を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該個人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合に、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該障害者対応設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等について同項の規定により計算した償却費の

額とその基準取得価額(当該障害者対応設備等の取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。)に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該障害者対応設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

個人	人	資	産	割合
一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む個人	当該事業の用に供する乗合自動車で身体障害者その他これに準ずる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置(次号において「乗降補助装置」という。)を有するもの又は階段を用いずに乗降が可能な乗降口を有するものとして、大蔵省令で定めるところにより証明がされたもの	当該事業の用に供する乗合自動車で身体障害者その他これに準ずる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置(次号において「乗降補助装置」という。)を有するもの又は階段を用いずに乗降が可能な乗降口を有するものとして、大蔵省令で定めるところにより証明がされたもの	百分の二十	百分の二十
二 道路運送法第三条第一号に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む個人	当該事業の用に供する乗合自動車で身体障害者その他これに準ずる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置(次号において「乗降補助装置」という。)を有するもの又は階段を用いずに乗降が可能な乗降口を有するものとして、大蔵省令で定めるところにより証明がされたもの	当該事業の用に供する乗合自動車で身体障害者その他これに準ずる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置(次号において「乗降補助装置」という。)を有するもの又は階段を用いずに乗降が可能な乗降口を有するものとして、大蔵省令で定めるところにより証明がされたもの	百分の二十	百分の二十

第十三條の三第一項中「資産が」を「資産が、」に、「第三号又は第四号に定める資産である場合には百分の十五」を「第三号に定める資産である場合には百分の十二とし、第四号に定める資産である場合には百分の十四」に改め、同項第三号及び第四号中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第十四條第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「百分の百四十」を「百分の百三十二」に、「百分の百五十五」を「百分の百四十四」に改める。

第十五條第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「百分の百十八」を「百分の百十六」に改める。

第十八條第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第二十條の二第二項の表の第一号イ中「百分の五」を「百分の二」に改める。

第二十條の三第一項中「平成十二年」を「平成十四年」に改める。

第二十條の五第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第二十一條第一項中「百分の二十五」を「百分の二十」に改める。

第二十五條第一項中「平成十二年」を「平成十七年」に改める。

第二十五條の二第三項第一号中「四十五万円」を「五十五万円」に改める。

第二十九條第一項から第三項までの規定中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

第三十一條の二第二項第七号ロ中「第十四条

第一項の下に「若しくは第三項を加える。」

第三十三条第一項第三号中「土地改良事業」の下に「若しくは緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第十八条第一項第七号イの事業」を、「第九十六条の四の下に」並びに「緑資源公団法第二十二條の四第二項」を加え、「同法第五十三條の二の二第二項」を「土地改良法第五十三條の二の二第二項」に改める。

第三十三條の二第二項中「買取」を「買取り」に、「土地改良事業又は」を「土地改良事業」に改め、「の事業」の下に「又は緑資源公団法第十八条第一項第八号の事業」を加える。

第三十三條の三第一項中「土地改良事業」の下に「緑資源公団法第十八条第一項第七号イの事業」を加える。

第三十四條の三第二項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 土地等（緑資源公団法第十八条第一項第七号イに規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）につき同号イの事業が施行された場合において、当該土地等

十 削除

第三十七條の三第二項第二号中「第十号若しくは」を削る。

第三十七條の五第二項の表の第三十七條第四項の項中「第十九号の上欄」を「第十九号の上欄のイからハまで」に、「同欄の認定」を「それぞれ最初に同欄のイからハまでの認定」に改める。

第三十七條の十三の見出しを（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）に改め、同条第一項中「この項」を「この条」に改め、「上場等の日」の下に「（第十項において「上場等の日」という。）を加え、同条第十項中「計算の特例」の下に「当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄

に係る換地処分により同法第二十二條の四第二項において準用する土地改良法第五十四條の二第四項に規定する清算金（当該土地等について、緑資源公団法第二十二條の三第六項において準用する土地改良法第八條第五項第二号に規定する施設の利用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は緑資源公団法第二十二條の四第二項において準用する土地改良法第五十三條の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てて緑資源公団法第二十二條の四第二項において準用する土地改良法第五十三條の二の二第一項の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得するとき。

第三十七條第一項中「第十号若しくは」を削り、同項の表の第十号を次のように改める。

柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例」を加え、「前項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項の次に次の四項を加える。

10 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る上場等の日以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取

得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限り、その譲渡（その上場等の日以後一年以内に行われる譲渡（証券取引法第二條第十三項に規定する有価証券先物取引の方法により行ふものを除く。）で第三十七條の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限り、以下この項において同じ。）をした場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第十二項及び第十四項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）の二分の一に相当する金額とする。

11 前項の規定の適用がある場合における第三十七條の十第二項の規定の適用については、同項中「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額（第三十七條の十三第十項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

12 第十項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、その適用を受ける特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

13 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合において、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第十項の規定を適用することができ

る。

第四十一條第一項中「除く」を「除く。以下この項において同じ。」に、「以下第三項まで」を「次項及び第三項に」、「当該居住者が平成十一年又は平成十二年」を「同日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は同日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年前期」という。）内に、同日」を「当該居住者の用に供した日（次項及び第三項において「居住日」という。）に改め、同条第二項第二号中「又は平成十二年である場合」を、「平成十二年又は平成十三年である場合（居住者が平成十三年である場合には、その居住日が平成十三年前期内の日である場合に限り）」に改め、同条第三号中「平成十三年である場合」の下に「その居住日が同年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合に限り」を加え、同条第三項中「二以上の居住年」の下に「（居住者が平成十三年である場合には、平成十三年前期と平成十三年後期とをそれぞれ一年とみなした場合における居住年）」を加え、同条第四号イ中「取得等」の下に「（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限り）」を加え、「平成十三年居住分」を「平成十三年後期居住分」に改め、同号ロ中「合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る」を「（すべてその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限り）に係るもの（以下第六号までにおいて「平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である」に改め、同号ハ中「平成十三年」を「平成十三年後期」に、「居住分に係る住宅借入金等の金額又

住宅借入金等の金額、」を削り、「及び平成十三年」を「又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年後期」に、「及び当該平成十二年」を、「当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十三年前期に」、「イの規定」を「ロの規定」に、「当該平成十三年」を「当該平成十三年後期」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「及び平成十三年」を「又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年後期」に、「金額の合計額」を「金額及び当該平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額」に、「当該平成十三年」を「当該平成十三年後期」に改

口 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額又は平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 当該平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合 五十万円
- (2) 当該住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であつて当該平成十三年前期居住分に係る住宅借入金

宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の「パーセント」に相当する金額

(2) 当該平成十三年後期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第三号の規定に準じて計算した金額

ホ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額又は平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年後期居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合次に掲げる金額の合計額（当該合計額

口 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であつて同年十二月三十一日における平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合、当該五千万円未満である金額の〇・七五パーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・五パーセントに相当する金額との合計額

ハ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合同年十二月三十一日における平成十一年居住分に係る住宅借入金

等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・五パーセントに相当する金額と平成二十三年十二月三十一日における平成二十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

第四十一条の二第二項中「当該年分が平成十一年分又は平成十二年分を」と同日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は同日が同項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日に、「同項」を「同条第一項に」、「同日を」、「当該居住の用に供した日」に、「又は平成十二年分を」若しくは平成十二年である場合又は同日が平成十三年前期内の日」に改め、同条第五項中「当該年分が平成十一年分又は平成十二年分を」と同日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は同日が平成十三年前期内の日」に改める。

第四十一条の十三中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第二項中「百分の六平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度については、百分の十」を「百分の十」に改める。

第四十二条の五第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、「〇内に」の下に「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を加え、「第三号ロに掲げる減価償却資産以外のものについては、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのない減価償却資産に限る。」を削り、「当該法人の事業（同号ロに掲げる減価償却資産以外のエネルギー供給構造改善推進設備等については、国内にある当該法人の事業に限る。次項において同じ。）を」を「国内にある当該法人の事業」に、「第五号」を、「第四号」に、「又は第三号から第六号まで」を、「第三号又は第五号」に改め、

「（第五号に掲げる減価償却資産については、政令で定めるものに限る。）」を削り、「（第六号）を」（同号）に改め、「（当該エネルギー供給構造改善推進設備等が第三号ロに掲げる減価償却資産である場合には、百分の十五）を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項中「当該中小企業者等の事業」を「国内にある当該中小企業者等の事業」に、「百分の七（当該エネルギー供給構造改善推進設備等が前項第三号ロに掲げる減価償却資産である場合には、百分の三・五）に相当する金額の合計額を」を「合計額の百分の七に相当する金額」に改める。

第四十二条の六第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第四十二条の七第一項第一号中「第六号」を「第五号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同条第二項中「第八号」を「第七号」に、「百分の七に相当する金額の合計額を」を「合計額の百分の七に相当する金額」に改め、同条第三項中「百分の七に相当する金額の合計額を」を「合計額の百分の七に相当する金額」に改める。

第四十二条の十一第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、割合をいう。以下この項において同じ。）を「割合をいう。」に、「百分の五（製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、当該製品輸入増加割合に〇・二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の三を加算した割合）」を「百分の四」に改める。

第四十二条の十二第一項中「平成十二年五月三十一日」を「平成十三年五月三十一日」に改め、「（第四十五条の二第二項を除く。）」を削り、同条第二項中「（第四十五条の二第二項を除く。）」を削る。

を削る。

第四十四条第一項中「百分の十二」を「百分の十一」に改める。

第四十四条の四第二項中「（以下この項において「特定技術革新設備」という。）を削り、（場合は百分の二十とし、当該特定中小企業者等の営む事業が産業活力再生特別措置法附則第五条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第二条第一項に規定する特定業種に属する事業に該当し、かつ、当該特定中小企業者等に係る当該技術革新設備が特定技術革新設備に該当するものである場合は百分の二十五とする。）を（場合は、百分の二十）に改め、同条第三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第四十四条の五第一項中「十二年以内の」を「十四年以内の」に改め、同項に次の一号を加える。

六 適用期間の開始の日から十四年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前各号に掲

げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。）百分の五

第四十四条の六第一項中「又は建設」を「若しくは建設に、（の取得等取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）を（取得し、又は特定電気通信設備等を製作し、若しくは建設に改め、同項の表の第一号中「平成十二年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、又は電気通信の高度な制御を削り、同表の第二号中「平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」を「平成七年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に改め、「（当該設備であつて政令で定めるもの）のうち、平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十二とし、同年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十とする。）を削り、同表の第三号中「百分の九」を「百分の八」に改め、同表に次の一号を加える。

五 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第三条第二項に規定する不正アクセス行為からの防御に資する設備として大蔵省令で定めるものを事業の用に供する第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等	平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	当該設備で政令で定める規模のもの	百分の二十
--	--------------------------	------------------	-------

第四十四条の七第一項の表以外の部分中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第四十四条の九第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「分別基準適合物」の下に「又は特定家庭用機器再商品化法第二条第五項に規定す

る特定家庭用機器廃棄物を加える。

第四十四条の十第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、「承認を」同意に、「百分の二十五」を「百分の二十二」に、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第四十五条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十一」を「百分の十」に、「百分の六」を

「百分の五」に改め、同表の第四号中「過疎地域活性化特別措置法」を「旧過疎地域活性化特別措置法」に、「過疎地域のうち政令で定める地区及びこれに類する地区として政令で定める地区並びに」を「過疎地域に類する地区として政令で定める地区及び」に改める。

第四十五条の二第三項第一号中「老人保健法第六十四条第四項に規定する老人保健施設」を「介護保険法第七十二条第二項に規定する介護老人保健施設」に改め、同項第二号中「病院のうち老人保健法第四十八条第一項に規定する看護強化病床に収容された患者のための施設で政令で定め

るもの」を「介護保険法第七十二条第三項に規定する介護療養型医療施設の療養型病床群等のうち政令で定める病床に収容された患者のための施設」に改める。

第四十五条の三第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第四十六条の二第二項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「同表の第二号の中欄」を「同表の第二号又は第三号の中欄」に改め、同項の表の第二号を次のように改める。

二 道路運送法第三号第一号	当該事業用の乗合自動車で身体障害者その他これに準ずる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま社内に入り込むことを可能とする乗降補助装置（次号において「乗降補助装置」という。）を有するもの又は階段を用いずに乗降可能な乗降口を有するものとして、大蔵省令で定めるところにより証明がされたもの	百分の二十
---------------	--	-------

第四十六条の二第二項の表に次の一号を加える。

三 道路運送法第三号第一号	当該事業用の自動車で乗降補助装置を有するものとして大蔵省令で定めるところにより証明がされたもの	百分の二十
---------------	---	-------

第四十六条の三第一項中「第二号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十五」を「第二号に定める資産である場合には百分の十二とし、第三号に定める資産である場合には百分の十四とする。」に改め、同項第二号及び第三号中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の三十二」に、「百分の五十五」を「百分の四十」に改める。

分の四十四に改める。

第四十八条第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改める。

第五十二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第五十五条第一項及び第五十五条の二第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

月三十一日」に改める。

第五十五条の四第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「百分の十六」を「百分の十四」に改める。

第五十五条の五第一項及び第五十五条の七第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第五十六条第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「係る特定都市鉄道整備準備金の金額」に「を」に係る特定都市鉄道整備準備金の金額（次項第一号の規定により益金の額に算入することとされる金額の合計額を除く。）に改め、同条第四項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第四項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 当該整備事業計画の期間が変更された場合であつて当該特定都市鉄道工事の施行に伴い取得し、又は建設した特定都市鉄道整備促進特別措置法第三号第二項第三号に規定する施設の一部を当該法人の事業の用に供したことに伴い輸送力の増強に著しい効果を生じさせる場合として大蔵省令で定める場合に該当することとなつた場合、当該事業の用に供された部分に相当する当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額を基礎として大蔵省令で定めるところにより計算した金額

第五十六条の二第二項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第五十七条第一項の表の第一号イ中「百分の五」を「百分の二」に改める。

第五十七条の四第一項各号中「百分の八十五」を「百分の九十」に改める。

第五十七条の九の見出しを「（中小企業等の貸倒引当金の特例）」に改め、同条第二項中「前項に規定する法人」を「法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等」に、「中小企業」を「中小企業等」に改める。

第五十八条第一項中「百分の二十五」を「百分の二十」に改める。

第六十二条第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第六十二条の三第四項第七号ロ中「第十四条第一項の下に」若しくは「第三項」を加える。

第六十四条第一項第三号中「土地改良事業の下に」若しくは「緑資源公団法第十八条第一項第七号イの事業」を、「第九十六條の四の下に並びに緑資源公団法第二十二條の四第二項」を加え、「同法第五十三條の二の二第二項」を「土地改良法第五十三條の二の二第二項」に改める。

第六十五条第一項中「買取」を「買取り」に、「又は農業振興地域の整備に関する法律」を「農業振興地域の整備に関する法律」に改め、「の事業」の下に「又は緑資源公団法第十八条第一項第八号の事業」を、「土地改良法による土地改良事業」の下に、「緑資源公団法第十八条第一項第七号イの事業」を加える。

第六十五条の七第一項中「第十号若しくは」を削り、同項の表の第十号を次のように改める。

第六十五條の八第一項中「第十号若しくは」を削る。

第六十六條の十第一項中第三号を削り、第四

十 削除

第六十五條の八第一項中「第十号若しくは」を削る。

第六十六條の十第一項中第三号を削り、第四

号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とする。

第六十六條の十三第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「十年」を「七年」に改め、同条第二項第二号中「（次号において「中小企業者」という。）を削り、同項第三号及び同条第三項第三号を削る。
第六十六條の十四第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第六十七條の三第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。
第六十七條の十三第一項及び第六十八條第二項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。
第六十八條の三の次に次の一条を加える。
（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の適用）

第六十八條の三の二 法人税法第六十七條第一項の規定は、青色申告書を提出する同族会社（同項に規定する同族会社をいう。以下この項において同じ。）で次の各号に掲げるものの当該各号に定める事業年度については、適用しない。

一 新事業創出促進法第二条第三項に規定する中小企業者に該当する同族会社 当該同族会社の設立の日として政令で定める日（以下この号において「設立の日」という。）を含む事業年度から当該設立の日以後十年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度（平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限る。）

二 新事業創出促進法第十一条の三第二項に規定する認定事業者に該当する同族会社 事業年度終了の時に同項に規定する認定計画に従つて同項の新事業分野開拓のための事業を実施している場合における当該事業年度（平成十四年三月三十一日まで）に開始する各事業年度に限る。）
前項の規定は、確定申告書（法人税法第二

条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次項において同じ。）に大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
第六十九條の三第五項中「第六十九條の三第四項ただし書」を「第六十九條の三第四項ただし書」に改め、同条を第六十九條の四とする。
第六十九條の二第四項第二号中「第六十九條の二第二項」を「第六十九條の三第二項」に改め、同条を第六十九條の三とする。

第六十九條第一項中「（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第七十條の八までにおいて同じ。）を削り、「相続税法第二十七條」を「同法第二十七條」に改め、同条を第六十九條の二とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（相続税の納税義務者等の特例）
第六十九條 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第七十條の八までにおいて同じ。）により相続税法の施行地外にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時において同法の施行地に住所を有しない者のうち日本国籍を有する者（その者又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人が当該相続又は遺贈に係る相続の開始前五年以内において同法の施行地に住所を有したことがある場合に限る。）は、相続税を納める義務があるものとする。

2 贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十條の六までにおいて同

じ。）により相続税法の施行地外にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時において同法の施行地に住所を有しない者のうち日本国籍を有する者（その者又は当該贈与に係る贈与者が当該贈与前五年以内において同法の施行地に住所を有したことがある場合に限る。）は、贈与税を納める義務があるものとする。

3 前二項の規定の適用がある場合における相続税法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第二条第一項		第一条第一号の規定に該当する者	第一条第一号の規定に該当する者（同条第二号及び租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十号）第六十九條第一項の規定に該当する者を含む。）
第二条第二項		第一条第二号の規定に該当する者	第一条第二号の規定に該当する者（租税特別措置法第六十九條第一項の規定に該当する者を除く。）
第二条の二第一項		あるものに対し	あるものに対し、同項の規定に該当する者（同条第二号及び租税特別措置法第六十九條第二項の規定に該当する者を含む。）
第二条の二第二項		第一条の二第一号の規定に該当する者	第一条の二第一号の規定に該当する者（同条第二号及び租税特別措置法第六十九條第二項の規定に該当する者を除く。）
第二条の二第二項		第一条の二第二号の規定に該当する者	第一条の二第二号の規定に該当する者（租税特別措置法第六十九條第二項の規定に該当する者を除く。）
第十一条の二第二項		あるものに対し	あるものに対し、同項の規定に該当する者（同条第二号及び租税特別措置法第六十九條第一項の規定に該当する者を含む。）
第十二条の二第二項		第一条第二号の規定に該当する者	第一条第二号の規定に該当する者（租税特別措置法第六十九條第一項の規定に該当する者を除く。）
合計額をもつて		合計額をもつて	合計額をもつて、同項の規定に該当する者（同

第十三条第二項	第一条第一号の規定に該当する者	号の規定に該当する者を除く。である場合においては、その者については、当該相続又は遺贈に因り取得した財産でこの法律の施行地外にあるものの価額の合計額をもつて
第十三条第二項	第一条第二号の規定に該当する者である場合においては、あるものについては	第一条第二号の規定に該当する者（相続特別措置法第六十九条第一項の規定に該当する者を含む。）
第十三条第二項	第一条第二号の規定に該当する者（相続特別措置法第六十九条第一項の規定に該当する者を除く。）である場合における	あるもの又は同項の規定に該当する者（同号の規定に該当する者を除く。）である場合における当該相続又は遺贈に因り取得した財産でこの法律の施行地外にあるものについては
第十九条の三第一項	第一条第二号の規定に該当する者を除く。次条第一項において同じ	第一条第二号又は相続特別措置法第六十九条第一項の規定に該当する者（同号及び同項の規定に該当する者を除く。）を除く
第十九条の四第一項	取得した者	取得した者（第一条第二号又は相続特別措置法第六十九条第一項の規定に該当する者を除く。）
第二十一条の二第一項	第一条の二第一号の規定に該当する者	第一条の二第一号の規定に該当する者（同条第二号及び相続特別措置法第六十九条第二項の規定に該当する者を含む。）
第二十一条の二第二項	第一条の二第二号の規定に該当する者	第一条の二第二号の規定に該当する者（相続特別措置法第六十九条第二項の規定に該当する者を除く。）
第二十一条の四第一項	合計額をもつて	合計額をもつて、同項の規定に該当する者（同号の規定に該当する者を除く。）である場合においては、その者については、その年中において贈与に因り取得した財産でこの法律の施行地外にあるものの価額の合計額をもつて
第二十一条の四第二項	第一条の二第二号又は相続特別措置法第六十九条第二項の規定に該当する者	第一条の二第二号又は相続特別措置法第六十九条第二項の規定に該当する者
第六十二条第二項	第一条第二号又は第一条の二第二号の規定に該当する者（相続特別措置法第六十九条第一項又	第一条第二号又は第一条の二第二号の規定に該当する者（相続特別措置法第六十九条第一項又

一定に該当する者
は第二項の規定に該当する者を含む。）

4 第二項の規定の適用がある場合における第七十条の三の規定の適用については、同条第一項中「該当する個人」とあるのは、「該当する個人（同条第二号及び第六十九条第二項の規定に該当する者を含む。）とする。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の規定に該当する者が相続税法第一条の二第一号及び第二号の規定に該当する者である場合の贈与税の課税価格に係る同法第二十一条の二第三項の規定の適用その他第一項又は第二項の規定の適用がある場合における相続税又は贈与税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十条第一項中「贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の六までにおいて同じ。」を削る。

第七十条の二第四項中「第六十九条の二第四項を（第六十九条の三第四項に、第六十九条の二第二項を（第六十九条の三第一項に、第六十九条の二第二項を（第六十九条の三第二項に改める。

第七十条の四第一項第四号中「第十七項第一号を（第二十四項第一号に改め、同条第二十一項を同条第二十八項とし、同条第十八項から第二十項までを七項ずつ繰り下げ、同条第十七項第四号中「第十二項を（第十九項に改め、同項第五号中「第十三項を（第二十項に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十六項中「第十二項を（第十九項に、第十三項を（第二十項に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十五項中「第十二項又は第十三項を（第十九項又は第二十項に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項第一号中「第十二項を（第十九項に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項を同条第二十項とし、同条第十二項中「第十項を（第十七項に、第十六項

及び第十七項第一号を（第二十三項及び第二十四項第一号に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項を同条第十八項とし、同条第七項から第十項までを七項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の七項を加える。

7 第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地に係る贈与者の死亡の日前に当該農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法第二十条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下この条において「賃借権等」という。）の設定に基づき貸し付けた場合において、当該受贈者が当該貸し付けた農地又は採草放牧地で政令で定めるもの（以下この条において「貸付特例適用農地等」という。）に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地を同法第二十条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けしており、かつ、当該借り受けている農地又は採草放牧地（以下この条において「借受代替農地等」という。）のすべてに係る土地の面積の合計の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上であることその他政令で定める要件を満たすときは、当該受贈者に係る同項ただし書及び第三項の規定の適用については、当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定はなかつたものとみなす。

8 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする同項に規定する受贈者が、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定する要件を満たすものである旨並びに貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に關する事項その他大蔵省令で定

める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

9 第七項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、次の各号に掲げる場合のいづれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める日から二月を経過する日に当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定があつたものとして第一項ただし書及び第三項の規定を適用する。

一 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の合計（当該借受代替農地等につき、当該受贈者の農業の用に供されてないものがある場合には、当該借受代替農地等のうちその者の農業の用に供されてない借受代替農地等に係る土地の面積を除いた面積）の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十未満となつた場合その事実が生じた日

二 当該貸付特例適用農地等を借り受けた者（農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が借り受けた者である場合には、当該農地保有合理化法人から借り受けた者が当該貸付特例適用農地等の全部又は一部につき、農地又は採草放牧地としてその者の農業の用に供してない場合）当該受贈者がその事実が生じたことを知つた日

10 第七項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、前項各号に掲げる場合のいづれかに該当することとなつた場合において、当該貸付特例適用農地等に係る受贈者が同項各号に定める日から二月を経過する日まで当該貸付特例適用農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地（第七項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けたことその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において

「再借受代替農地等」という。）を借り受けたとき（当該再借受代替農地等及び当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上となる場合に限り、又は当該受贈者が同日までに当該貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等を消滅させたときは、当該受贈者が、政令で定めるところにより、第八項に規定する届出書の変更の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、前項の規定は適用しない。この場合における同項の規定の適用については、当該再借受代替農地等及び当該借受代替農地等は、第七項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等とみなす。

11 第七項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定をした受贈者は、第八項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して毎一年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「継続届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

12 前項に規定する継続届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続届出書に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定があつたものとして、第一項ただし書及び第三項の規定を適用する。ただし、当該継続届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、納税地の所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたとき

は、この限りでない。

13 第八項から前項までに定めるもののほか、第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の五第一項中「同条第十二項」を「同条第十九項」に、「同条第十三項」を「同条第二十項」に改め、同条第二項中「前条第七項又は第八項」を「前条第十四項又は第十五項」に改める。

第七十条の六第一項中「第十項及び第十一項」を「第十九項及び第二十項」に、「第二十項第三号」を「第二十九項第三号」に、「第二十一項第五号」を「第三十項第五号」に改め、同条第五項中「第二十項」を「第二十九項」に改め、同条第二十五項を同条第三十四項とし、同条第二十四項中「第七十条の四第二十項」を「第七十条の四第二十七項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十三項中「第七十条の四第十九項」を「第七十条の四第二十六項」に、「同条第十九項」を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十二項を同条第三十一項とし、同条第二十一項第四号中「第十七項」を「第二十四項」に改め、同項第六号中「第十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十項中「同項ただし書又は第十五項」を「第二十一項ただし書又は第二十四項」に、「第十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第十九項第一号中「第十五項又は第十七項」を「第二十四項又は第二十六項」に、「第二十一項第五号」を「第三十項第五号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第十八項中「第七十条の四第十四項」を「第七十条の四第二十一項」に、「同条第十四項第一号」を「同条第二十一項第一号」に、「第十二項」を「第十九項」に、「第十五項又は第十七項」を「第二十四項又は第二十六項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第十六項中「第十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第二十二項」に、

「第二十項並びに第二十一項第一号」を「第二十九項並びに第三十項第一号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十二項から第十四項までを九項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「第七十条の四第八項」を「第七十条の四第十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十項中「第七十条の四第七項」を「第七十条の四第十四項」に、「同条第七項」を「同条第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第九項の次に次の九項を加える。

10 第一項本文の規定の適用を受ける農業相統人が、同項に規定する納税猶予期限前に同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地の全部又は一部を農業経営基盤強化促進法第二十条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用賃借による権利又は賃借権（以下この条において「賃借権等」という。）の設定に基づき賃付けた場合において、当該農業相統人が当該賃付けた農地又は採草放牧地で政令で定めるもの（以下この条において「賃付特例適用農地等」という。）に代わるものとして当該農業相統人の農業の用に供する農地又は採草放牧地を同法第二十条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けており、かつ、当該借り受けている農地又は採草放牧地（以下この条において「借受代替農地等」という。）のすべてに係る土地の面積の合計の当該賃付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上であることその他政令で定める要件を満たすときは、当該農業相統人に係る同項ただし書及び第七項の規定の適用については、当該賃付特例適用農地等に係る賃借権等の設定はなかつたものとみなす。

11 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする同項に規定する農業相統人が、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定する要件を満たすも

のである旨並びに貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

12 第十項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める日から二月を経過する日に当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定があつたものとして第一項ただし書及び第七項の規定を適用する。

一 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の合計（当該借受代替農地等につき、当該農業相統人の農業の用に供されていないものがある場合には、当該借受代替農地等のうちその者の農業の用に供されていない借受代替農地等に係る土地の面積を除いた面積）の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十未満となつた場合、その事実が生じた日

二 当該貸付特例適用農地等を借り受けた者（農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が借り受けた者である場合には、当該農地保有合理化法人から借り受けた者）が当該貸付特例適用農地等の全部又は一部につき、農地又は採草放牧地としてその者の農業の用に供していない場合、当該農業相統人がその事実が生じたことを知つた日

13 第十項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、前項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合において、当該貸付特例適用農地等に係る農業相統人が同項各号に定める日から二月を経過する日まで当該貸付特例適用農地等に代わるものとして当該農業相統人の農業の用に供する農地又は採草放牧地（第十項に規定する農用地利

用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けたことその他政令で定める要件を満たすものに限り、以下この条において「再借受代替農地等」という。）を借り受けたとき、当該再借受代替農地等及び当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上となる場合に限り、又は当該農業相統人が同日までに当該貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等を消滅させたときは、当該農業相統人が、政令で定めるところにより、第十一項に規定する届出書の変更の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したとき限り、前項の規定は適用しない。この場合における同項の規定の適用については、当該再借受代替農地等及び当該借受代替農地等は、第十項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等とみなす。

14 第十項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定をした農業相統人は、第十一項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して毎一年を経過することの日に、政令で定めるところにより、当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「継続届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

15 前項に規定する継続届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続届出書に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定があつたものとして、第一項ただし書及び第七項の規定を適用する。ただし、当該継続届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、納税地の所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかつたことについてやむ

を得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

16 第十項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相統人が死亡した場合において、当該農業相統人を被相続人とする相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による相続税の申告書の提出期限までに貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅したときにおける当該農業相統人の相続人に係る第一項の規定の適用については、当該賃借権等が消滅した貸付特例適用農地等は、当該農業相統人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなして、同項の規定を適用する。

17 第十一項から前項までに定めるもののほか、第十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

18 第十六項の規定は、第七十条の四第七項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合及び同項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第七項に規定する贈与者が死亡し、同条第七項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる場合について準用する。

第七十条の七第一項中「第七十条の四第十七項第一号を第七十条の四第二十四項第一号」に改め、同条第三項中同条第二十一項第一号を「同条第三十項第一号」に改める。

第七十条の八第一項中「第七十条の十一第一項を第七十条の十二第一項」に、「同条第一項を「同項」に改め、同条第三項中「年三・六パーセント」を「年三・三パーセント」に改める。

第七十条の九第一項中「及び「年五・四パーセント」を削り、「年四・八パーセント」を「年四・二パーセント」に改める。

第七十条の十第二項中「年四・八パーセント（平成五年四月一日から平成十三年三月三十一

日までの間に延納の許可を受けた相続税額に係る利子税で平成五年四月一日以後の期間に対応するものについては、年四・二パーセント）を「年三・六パーセント」に改める。

第四章第七十条の十一を第七十条の十二とし、第七十条の十の次に次の一条を加える。

（相続税の延納に伴う利子税の特例）

第七十条の十一 相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可を受けた者に係る当該延納の許可を受けた相続税額（第七十条の八第三項、第七十条の九第一項又は前条第二項の規定の適用を受けた相続税額を除く。）についての同法第五十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「年六・六パーセント」とあるのは「年六パーセント」と、同号イ中「年五・四パーセント」とあるのは「年三・六パーセント」と、「年六パーセント」とあるのは「年五・四パーセント」と、同号ロ中「年五・四パーセント」とあるのは「年四・八パーセント」とする。

第七十六条第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、「又は譲与」を削り、同項の表の第三号を削り、同条第二項及び第三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第七十七条の二中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる交換分合により、当該各号に定める土地（第一号に定める土地にあつては、農業振興地域の整備に関する法律を「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の規定による交換分合で同法第十三条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする場合に行うもの又は同法第十三条の二第二項の規定による交換分合で同項第一号に掲げる場合に行うものにより同法第十三条第一号から第三号までに掲げる土地（同法」に改め、「又は集落地域整備

法第十一条第二項を削り、「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の五又は集落地域整備法第十二条を、同法第十三条の五」に改め、同条各号を削る。

第七十八条の二第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 森林組合が、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に、森林組合法第八十条の三第一項の規定により当該森林組合を会員とする森林組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 所有権の移転の登記 千分の六
二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の三

三 質権又は抵当権の移転の登記 千分の一
4 農業共済組合が農業災害補償法第五十三条の二第二項の認可（平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間にされたものに限る。）を受けて当該認可に係る農業共済組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の六とす

る。
第七十八条の三第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、同条第二項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「中小企業者」を「中小企業者（中小企業者法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる者をいう）

以下この項において同じ」で改める。

第七十九條第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、「その他これに準ずるものとして政令で定めるもの」を削り、同条第三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第八十条第一項中「昭和四十九年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」を「昭和四十九年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」に改め、「漁業再建整備特別措置法第十條第一項の規定による認定（同法第五條第一項に規定する中小漁業構造改善計画で昭和五十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に同項の規定により認定されたものに係るものであり、かつ、その認定された日から五年以内にされたものに限る。）」を削り、「翌日から平成十二年三月三十一日まで」を「施行の日から平成十四年三月三十一日まで」に改め、同条第二項第一号中「及び第三号」を削り、「千分の三・五」を「千分の一・五」に改め、同項第二号中「千分の三・五」を「千分の一・五」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第八十一條を削る。
第八十一條の二中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条を第八十一條とする。
第八十三條第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「千分の十二」を「千分の十六」に改める。

第八十三條の三中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。
2 不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限

る。）に係る不動産取引の目的となる不動産（都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内にある居住の用に供する建物その他政令で定める建物又は当該建物の敷地の用に供されている土地若しくは当該建物の敷地の用に供することとされている土地で政令で定めるものに限る。）を取得した場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の三十とする。

第八十三條の四を次のように改める。

第八十三條の四 削除
第八十三條の五第一項、第八十三條の六第一項及び第八十三條の七中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第八十四條第三項を削る。
第八十四條の三の見出し中「免稅等を「免稅」に改め、同条第一項中「（次項において、鉄道事業者という。）」を削り、同条第二項を削る。
第八十四條の四中「平成十二年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第五章中第八十四條の四を第八十四條の五とし、第八十四條の三の次に次の一條を加える。
（共有物分割による不動産の所有権の移転登記の税率の特例）
第八十四條の四 平成十二年四月一日以後に受ける登録免許税法別表第一第一号（二）ハに掲げる登記（土地又は建物に関する登記に限る。）に係る登録免許税の税率は、同法第九條の規定にかかわらず、千分の五十とする。

2 前項に規定する登記のうち共有物の分割による土地の所有権の持分の移転の登記に係る土地（以下この条において「対象土地」という。）につき当該登記（以下この条において「対象登記」という。）前に分筆による表示の変更の登記（当該対象土地につき当該対象登記前

に分筆による表示の変更の登記が二回以上されているときは、直前のものをいう。以下この条において「分筆登記」という。）がされている場合において、当該対象登記が当該分筆登記に係る他の土地（次項において「他の分割土地」という。）の全部又は一部の所有権の持分の移転の登記（当該共有物の分割によるものに限る。次項において「他の登記」という。）と同時に申請されたものであるときは、当該対象登記に係る登録免許税の税率は、当該対象土地の所有権の持分の移転に係る土地の価額のうち分筆登記前の所有権の持分に応じた対象土地の価額に対応する部分に限り、前項の規定にかかわらず、千分の六とする。

に分筆による表示の変更の登記が二回以上されているときは、直前のものをいう。以下この条において「分筆登記」という。）がされている場合において、当該対象登記が当該分筆登記に係る他の土地（次項において「他の分割土地」という。）の全部又は一部の所有権の持分の移転の登記（当該共有物の分割によるものに限る。次項において「他の登記」という。）と同時に申請されたものであるときは、当該対象登記に係る登録免許税の税率は、当該対象土地の所有権の持分の移転に係る土地の価額のうち分筆登記前の所有権の持分に応じた対象土地の価額に対応する部分に限り、前項の規定にかかわらず、千分の六とする。

3 前項に規定する分筆登記前の所有権の持分に応じた対象土地の価額に対応する部分は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に、第三号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該対象土地又は当該他の分割土地（当該対象登記の申請と同時に当該他の登記の申請がされたものに限る。以下この項において同じ。）のうち当該共有物の分割後に所有権の全部又は一部を有することとなつた土地（以下この項において「所有土地」という。）の価額に、当該所有土地につき当該共有物の分割後に有することとなつた所有権の持分の割合から当該共有物の分割前に有していた所有権の持分の割合を控除した後、割合をそれぞれ乗じて計算した金額（第三号において「増加持分に係る価額」という。）の合計額に相当する金額

二 所有土地の価額に当該所有土地につき当該共有物の分割後に有することとなつた所有権の持分の割合をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額から、当該対象土地の価額及びすべての他の分割土地の価額の合計額に当該共有物の分割前に有していた所有権の持分の割合を乗じて計算した金額を控除

した金額の合計額に相当する金額

した金額

三 当該対象土地に係る増加持分に係る価額が第一号に掲げる金額に占める割合

4 前二項の規定は、共有物の分割による建物の所有権の持分の移転の登記について準用する。この場合において、これらの規定中「対象土地」とあるのは「対象建物」と、「分筆」とあるのは「分割又は区分」と、「分筆登記」とあるのは「分割登記又は区分登記」と、「他の分割土地」とあるのは「他の分割建物又は区分建物」と、「所有土地」とあるのは「所有建物」と読み替えるものとする。

第八十五条第一項中「第八十七條の四」を「第八十七條の五」に改める。

第八十七條の二第一項中「この条を」この条及び次条に改める。

第六章第二節中第八十七條の四を第八十七條の五とし、第八十七條の三を第八十七條の四とし、第八十七條の二の次に次の一条を加える。

(みりん等に係る酒税の税率の特例)

第八十七條の三 酒税法第三條第六号に規定するみりん及び同法第四條第一項に規定するその他の雑酒(同法第二十二條第一項第十号ハ(1)に掲げるものに限る。)のうち、エキス分(同法第三條第二号に規定するエキス分をいう。以下この条において同じ。)が十六度未満のものに対する酒税の税率は、同法第二十二條第一項の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次に掲げる金額とする。

一 アルコール分が二十度未満で、エキス分が八度以上のもの

(1) アルコール分が 二万六千六百円
十三・五度以上
十四・五度未満

(2) アルコール分が 二万六千六百円にアルコール分が十三・五度を超えるもの

(3) アルコール分が 十三・五度未満八度以上のもの
度ごとに千六百円を加えた金額
二万六千六百円からアルコール分が十三・五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに千六百円を引いた金額

(4) アルコール分が 八度未満のもの
一万二千円

二 その他のもの

(1) アルコール分が 二十五度以上二十六度未満のもの
二十四万八千八百円

(2) アルコール分が 二十六度以上のもの
二十四万八千八百円にアルコール分が二十五度を超える一度ごとに九千九百二十四円を加えた金額

(3) アルコール分が 二十五度未満八度以上のもの
二十四万八千八百円からアルコール分が二十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに九千九百二十四円を引いた金額

(4) アルコール分が 八度未満のもの
二万六千六百円にアルコール分が七万九千三百九十

一日を「平成十四年三月三十一日」に改める。
第九十條の十一第一項第二号ロ(1)中「(3)及び(4)」を「(4)及び(5)」に改め、同号ロ(4)を同号ロ(5)とし、同号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)中「及び(4)」を「(4)及び(5)」に改め、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。

(1) 車両総重量が一トン以下のもの
八千八百円

(2) 車両総重量が一トンを超えるもの
車両総重量一トン又はその端数ごとに八千八百円

第九十一條の二第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。
第九十一條の三を第九十一條の四とし、第九十一條の二の次に次の一条を加える。

(日本銀行が社債等を担保として買い入れる為替手形に係る印紙税の税率の特例)

第九十一條の三 平成十二年四月一日以後に作成される印紙税法別表第一第三号に掲げる為替手形(同号の課税標準及び税率の欄1に掲げる手形に該当するものに限る。)のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに係る印紙税の課税標準及び税率は、同号の規定にかかわらず、一通につき、二百円とする。

一 当該為替手形の振出人が金融機関その他の金融業を営む者で政令で定めるもの(以下この項において「金融機関等」という。)であること。

二 当該為替手形の振出人である金融機関等が日本銀行に対して当該為替手形の買入れに係る担保として、社債、商業手形その他の大蔵省令で定めるものを提供していること。

三 当該為替手形の振出人、受取人及び支払人が同一の金融機関等であること。
2 前項の規定は、日本銀行により、同項各号

に掲げる要件のいずれにも該当する為替手形であることにつき確認を受けて大蔵省令で定める表示を受けているものに限り、適用する。

第九十三條第二項第二号中「第七十條の六第十九項第三号」を「第七十條の六第二十八項第三号」に改め、同項に次の一号を加える。

六 第七十條の十一

第九十三條第四項中「第七十條の四第十七項及び第七十條の六第二十一項」を「第七十條の四第二十四項及び第七十條の六第三十項」に改める。

第九十七條の表の都道府県の項中「第七十條の四第十九項(第七十條の六第二十三項)」を「第七十條の四第二十六項(第七十條の六第三十二項)」に改め、「及び第七十條の四第二十項(第七十條の六第二十四項)において準用する場合を含む。」を削り、同表の市町村の項中「第七十條の四第十九項(第七十條の六第二十三項)」を「第七十條の四第二十六項(第七十條の六第三十二項)」に、「第七十條の四第二十項(第七十條の六第二十四項)」を「第七十條の四第二十七項(第七十條の六第三十三項)」に改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「第十條第三項」を「第十條第二項」に改める。

第十三條の二及び第十四條中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第十六條第五項を次のように改める。

5 第一項の規定により租税特別措置法第四十條又は第四十一條の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、同法第四十一條第一項中「六年間(同日の

属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は同日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間の各年（当該居住の用に供した日（次項及び第三項において「居住日」という。）とあるのは「六年間の各年（同日」と、同法第四十一条の二第一項中「四年内（同日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は同日が同項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十三年内」とあるのは「四年内」と、同条第一項とあるのは「同項」と、「当該居住の用に供した日」とあるのは「同日」と、「五年内（同日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は同日が平成十三年前期内の日である場合には、十四年内」とあるのは「五年内」と、同条第五項中「四年内（同日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は同日が平成十三年前期内の日である場合には、十三年内」とあるのは「四年内」とする。

第十八条第一項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第二十二条中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。
第三十七条第一項及び第三十八条中「平成十二年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。
第四十一条中「国民生活金融公庫を「住宅金融公庫」に、「平成十二年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。
（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正）

第三条 経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（特定扶養親族に係る扶養控除の特例）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、同法第九十条第二号ハ中「の規定」とあるのは「並びに経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。以下「所得税等負担軽減措置法」という。）第三十一条（特定扶養親族に係る扶養控除の特例）の規定」と、同法第二百三条の三第一号ホ中「五万円」とあるのは「五万二千五百円」とする。
第三条第三項を削る。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法第九十条の十一第一項第二号ロの改正規定は、同年五月一日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）
第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十二年分以後の所得税について適用し、平成十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）
第三条 新租税特別措置法第十条の二の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の二第一項に規定するエ

ネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。
（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）
第四条 旧租税特別措置法第十条の四第一項第五号に掲げる個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした同項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）
第五条 新租税特別措置法第十条の六の規定は、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）
第六条 新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一条の三第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する技術革新設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第二項に規定する技術革新設備については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十一条の七第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十

一条の七第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第十一条の八第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する輸入関連事業用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の八第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第十三条第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十三条第三項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第十三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項第三号に規定する林業経営改善計画又は同項第四号に規定する共同改善計画につき同項第三号又は第四号に規定する認定を受ける同項第三号又は第四号の個人の有する同項第三号又は第四号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項第三号に規定する林業経営改善計画又は同項第四号に規定する共同改善計画につき同項第三号又は第四号に規定する認定を受けた同項第三号又は第四号の個人の有する同項第三号又は第四号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

11 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項第三号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

(個人のプログラム等準備金及び技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第七条 新租税特別措置法第二十条の二及び第二十一条の規定は、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第八条 新租税特別措置法第三十一条の二の規定は、個人が平成十二年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第三十四条の三第二項の規定は、個人が施行日以後に行うこれらの規定に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第三十四条の三第二項の規定に該当するこれらの規定に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十号の上欄に掲げる資産

産の譲渡については、なお従前の例による。
(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整)

第九条 附則第三条から第五条まで又は前条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)附則第三条から第五条まで及び第八条の規定並びに」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十一条 新租税特別措置法第四十二条の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十三条 新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十四条の四第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する技術革新設備について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の四第二項に規定する技術革新設備については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十四条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十四条の十第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する輸入関連事業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の十第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第四十五条の二第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定医療用建物について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第三項に規定する特定医療用建物については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第四十六条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第四十六条の三第一項の規定は、施行日以後に同項第二号に規定する林業経営改善計画又は同項第三号に規定する共同改善計画につき同項第二号又は第三号に規定する認定を受ける同項第二号又は第三号の法人の有する同項第二号又は第三号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の三第一項第二号に規定する林業経営改善計画又は同項第三号に規定する共同改善計画につき同項第二号又は第三号に規定する認定を受けた同項第二号又は第三号の法人の有する同項第二号又は第三号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

12 法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第三号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。
(創業中小企業投資損失準備金に関する経過措置)

第十四条 新租税特別措置法第五十五条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する特定株式について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条の四第一項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)
第十五条 新租税特別措置法第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に行うこれらの規定に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十四条第一項又は第六十五条第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。
(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)
第十六条 旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第三号に掲げる特定事業協同組合等又は同項第六号に掲げる組合等が施行日前に取得又は製作をした同項第三号又は第六号に定める固定資産については、なお従前の例による。

(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)
第十七条 新租税特別措置法第六十六条の十三第三項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同項に規定する特例欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第六十六条の十三第三項第三号に定める期間内に同条第二項第三号に規定する認定を受けた同号に掲げる法人の同項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。
(中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置)
第十八条 新租税特別措置法第六十八条の三の二第一項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる同族会社の施行日以後に終了する事業年度の法人税について適用する。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)
第十九条 新租税特別措置法第六十九条の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。)により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十条の四の規定は、施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第七項に規定する賃借権等の設定がされる場合における同項に規定する貸付特例適用農地等に係る贈与税について適用する。
3 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第十項に規定する賃借権等の設定がされる場合における同項に規定する貸付特例適用農地等に係る相続税について適用する。

4 新租税特別措置法第七十条の八第三項、第七十条の九第一項、第七十条の十第二項、第七十条の十一及び第九十三条第二項の規定は、これらの規定に規定する利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該利子

税のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

5 税務署長は、施行日前に相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可をした相続税額(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第十号。以下この項において「平成五年改正法」という。)附則第十八条第二項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号。以下この項において「平成三年改正法」という。)附則第十九条第十八項又は所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第九号。以下この項において「昭和六十三年改正法」という。)附則第七十六条第三項の規定の適用を受けているものに限る。)に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、平成五年改正法附則第十八条第二項、平成三年改正法附則第十九条第十八項及び昭和六十三年改正法附則第七十六条第三項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第七十条の八第三項、第七十条の九第一項、第七十条の十第二項及び第九十三条第二項の規定に準じて計算するものとする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)
第二十条 施行日前に国から旧租税特別措置法第七十六条第一項に規定する譲与を受けた土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧租税特別措置法第七十七条の四に規定する農業を営む者が同条第二号に掲げる交換分合により取得した同号に定める土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第七十八条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得する同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の三第二項に

規定する中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得した同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 施行日から平成十四年三月三十一日までの間にされる旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定(漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十条第一項の規定による認定に限る。)に係る旧租税特別措置法第八十条第一項各号に掲げる事項については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十二年三月三十一日」とあるのは、「平成十四年三月三十一日」とする。

5 新租税特別措置法第八十条第二項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資金の貸付けを受けて行つた同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けて行つた同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 施行日前に取得された旧租税特別措置法第八十四条の三第二項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物についての同項に規定する所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
(酒税の特例に関する経過措置)
第二十一条 施行日前に課した、又は課すべきであった酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三条

第六号に規定するみりん及び同法第四十一条に規定するその他の雑酒(同法第二十二條第一項第十号ハ(1)に掲げるものに限る。)のうち、エキス分(同法第三條第二号に規定するエキス分をいう。)が十六度未満のもの(次項において「みりん等」という。)に係る酒税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 施行日前に酒類の製造場から移出されたみりん等(新租税特別措置法第八十七條の三に規定する税率(以下この条において「新法の税率」という。))により算出した場合の酒税額が酒税法第二十二條第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において「特定のみりん等」という。)で、同法第二十八條第三項(同法第二十九條第

三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限る。))について、同法第二十八條第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該特定のみりん等に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

3 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保稅地域(關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九條に規定する保稅地域をいう。)から引き取られた特定の みりん等について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該特定のみりん等に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

4 施行日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(經濟社會の變化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二十二條 第三條の規定による改正後の經濟社會の變化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十二年分以後の所得税について適用し、平成十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定扶養親族等に係る扶養控除の特例に関する経過措置)

第二十三條 施行日前に死亡した者、施行日前に平成十二年分の所得税につき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百七條の規定による申告書を提出した者及び施行日前に平成十二年分の所得税につき國稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五條の規定による決定を受けた者並びに施行日前に第三條の規定による改正前の經濟社會の變化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(以下この条において「旧所得税等負担軽減措置法」という。))第三條第三項の規定により読み替えられた所得税法第八十五條第三項に規定する年少扶養親族の判定に係る者が死亡した場合のその者に係る旧所得税等負担軽減措置法第三條第二項の規定による同項に規定する扶養控除の額については、なお従前の例による。

2 平成十二年中に支払うべき旧所得税等負担軽減措置法第三條第三項の規定により読み替えられた所得税法第九十條に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

3 施行日前に提出した旧所得税等負担軽減措置法第三條第三項の規定により読み替えられた所得税法第九十四條の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 施行日前に支払うべき旧所得税等負担軽減措置法第三條第三項の規定により読み替えられた所得税法第二百三條の三に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

5 施行日前に提出した旧所得税等負担軽減措置法第三條第三項の規定により読み替えられた所得税法第二百三條の五の規定による申告書については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四條 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「場合(これらの所得の金額に係る一切の取引の内容を詳細に記録している場合として大蔵省令で定める場合に限る。)」とあるのは、「場合として大蔵省令で定める場合」を「場合に限る」とあるのは「場合又は当該取引の内容を簡易な記録の方法及び記載事項により記録している場合として大蔵省令で定める場合」とあるのは「同項第一号中「五十五万円」とあるのは「五十五万円(当該取引の内容を簡易な記録の方法及び記載事項により記録している場合として大蔵省令で定める場合には、四十五万円)に改める。」

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前條の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第七條第一項の規定は、平成十二年分以後の所得税について

免 除 の 規 定

追 徴 の 規 定

酒税法第二十八條の三第一項

同法第二十八條の三第六項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第一一條第一項

同法第一一條第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項

同法第十二條第四項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第三項

同法第十三條第五項において準用する關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

第十八条第一項第八号の事業」とあるのは「第十八条第一項第八号の事業若しくは同法第十八条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十八条第一項第七号イの事業、同法

柄を同じくする有価証券の買戻しをして決済をした場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡損失額は同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡に係る契約をした日はその決済に係る買戻しの契約をした日とする。

一 その売付けをした有価証券の単位当たりの譲渡に係る対価の額を算出する方法として政令で定める方法により算出した金額にその買戻しをした有価証券の数を乗じて計算した金額

二 その買戻しをした有価証券のその買戻しに係る対価の額

5 内国法人が、証券取引法第五十六条の第三項（免許の申請）に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて大蔵省令で定める取引をいう。）の方法により、株式の売付け又は買付けをし、その後その株式と銘柄を同じくする株式の買付け又は売付けをして決済をした場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する譲渡利益額は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡損失額は同号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額とし、同項に規定する譲渡に係る契約をした日はその決済に係る買付け又は売付けの契約をした日とする。

6 有価証券の単位当たりの帳簿価額の算出の基礎となる取得価額の算出の方法、有価証券の単位当たりの帳簿価額の算出の方法の種類、

その算出の方法の選定の手続その他前各項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。
（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）

第六十一条の三 内国法人が事業年度終了の時ににおいて有する有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて、その時における評価額とする。

一 売買目的有価証券（短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価証券として政令で定めるものをいう。以下この項及び次項において同じ。） 当該売買目的有価証券を時価法（事業年度終了の時ににおいて有する有価証券を銘柄の異なることに区別し、その銘柄の同じものについて、その時における評価額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて当該有価証券のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額（次項において「時価評価金額」という。）

二 売買目的外有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券をいう。） 当該売買目的外有価証券を原価法（事業年度終了の時ににおいて有する有価証券（以下この号において「期末保有有価証券」という。）について、その時における帳簿価額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券にあつては、政令で定めるところにより当該帳簿価額と当該償還金額との差額のうち当該事業年度に配分すべき金額を加算し、又は減算した金額）をもつて当該期末保有有価証券のその時における評価額とする方法をいう。）により評価した金額

2 内国法人が事業年度終了の時ににおいて売買目的有価証券を有する場合には、当該売買目的有価証券に係る評価益（当該売買目的有価証券の時価評価金額が当該売買目的有価証券のその時における帳簿価額（以下この項において「期末帳簿価額」という。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は評価損（当該売買

目的有価証券の期末帳簿価額が当該売買目的有価証券の時価評価金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、第二十五条第一項（資産の評価額の益金算入）又は第三十三条第一項（資産の評価額の損金算入）の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 前項に規定する評価益又は評価損の翌事業年度における処理その他前二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）

第六十一条の四 内国法人が第六十一条の第二項（有価証券の空売りをした場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定する有価証券の空売り、同条第五項に規定する信用取引（次項において「信用取引」という。）、同条第五項に規定する発行日取引（次項において「発行日取引」という。）又は証券取引法第二十八条第四号（定義）に規定する有価証券の引受け（前条第一項第二号に規定する売買目的有価証券の取得を目的とするものを除く。）を行った場合において、これらの取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、その時においてこれらの取引を決済したものとみなして大蔵省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 内国法人が信用取引等（信用取引（買付けに限る。）及び発行日取引（買付けに限る。）をいう。以下この項において同じ。）に係る契約に基づき有価証券を取得した場合第六十一条の六第一項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）の規定の適用を受ける信用取引等に係る契約に基づき当該有価証券を取得した場合を除く。）には、その取得の時ににおける当該有価証券の価額とその取得の要因となつた信用取引等に係る契約に基づき当該有価証券の取得の対価

として支払つた金額との差額は、当該取得の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 第一項の利益の額又は損失の額に相当する金額の翌事業年度における処理その他前二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第二目 デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額

（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）

第六十一条の五 内国法人がデリバティブ取引（金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値との差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、大蔵省令で定めるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を行った場合において、当該デリバティブ取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないもの（第六十一条の八第二項（先物外国為替契約等）により円換算額を確定させた外貨建取引の換算）の規定の適用を受ける同項に規定する先物外国為替契約等に基づくものその他大蔵省令で定める取引を除く。以下この項において「未決済デリバティブ取引」という。）があるときは、その時において当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして大蔵省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 内国法人がデリバティブ取引に係る契約に基づき金銭以外の資産を取得した場合（次条第一項の規定の適用を受けるデリバティブ取引に係る契約に基づき当該資産を取得した場合を除く。）には、その取得の時ににおける当該資産の価額とその取得の要因となつたデリバティブ取引に係る契約に基づき当該資産の取得の対価として支払つた金額との差額は、当該取得の日の属

する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 第一項の利益の額又は損失の額に相当する金額の翌事業年度における処理その他第二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第三目 ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等

(繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延)

第六十一条の六 内国法人が次に掲げる損失の額(以下この項において「ヘッジ対象資産等損失額」という。)を減少させるためにデリバティブ取引等を行った場合(次条第一項の規定の適用がある場合を除くものとし、当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つたものである旨その他大蔵省令で定める事項を大蔵省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合に限る。)において、当該デリバティブ取引等を行った時から事業年度終了の時までの間に当該ヘッジ対象資産等損失額を減少せようとする第一号に規定する資産若しくは負債又は第二号に規定する金銭につき譲渡若しくは消滅又は受取若しくは支払がなく、かつ、当該デリバティブ取引等が当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、当該デリバティブ取引等に係る利益額又は損失額(当該デリバティブ取引等の決済によつて生じた利益の額又は損失の額(第三項において「決済損益額」という。))、第六十一条の四第一項(有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等)に規定する利益の額又は損失の額に相当する金額、前条第一項に規定する利益の額又は損失の額に相当する金額及び第六十一条の九第二項(外貨建資産等の期末換算差額の益金又は損金算入)に規定する差額に相当する金額をいう。)のうち当該ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額として政

令で定めるところにより計算した金額は、第六十一条の四第一項、前条第一項及び第六十一条の九第二項の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。

一 資産(第六十一条の三第一項第一号(売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等)に規定する売買目的有価証券を除く。次号において同じ。))又は負債の価額の変動(第六十一条の九第一項第一号ロに規定する期末時換算法により第六十一条の八第一項(外貨建取引の換算)に規定する円換算額への換算をする第六十一条の九第一項各号に掲げる資産又は負債(次号において「期末時換算資産等」という。))の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。)に伴つて生ずるおそれのある損失

二 資産の取得若しくは譲渡、負債の発生若しくは消滅、金利の受取若しくは支払その他これらに準ずるものに係る決済により受け取ることとなり、又は支払うこととなる金銭の額の変動(期末時換算資産等に係る外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。)に伴つて生ずるおそれのある損失

2 前項に規定するデリバティブ取引等とは、次に掲げる取引(第六十一条の八第二項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する先物外国為替契約等に基づくものを除く。)をいう。

一 前条第一項に規定するデリバティブ取引

二 第六十一条の二第四項(有価証券の空売りをした場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算)に規定する有価証券の空売り並びに同条第五項に規定する信用取引及び発行日取引

三 第六十一条の九第二項に規定する外貨建資産等を取引し、又は発生させる取引

3 決済損益額のうち第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の翌事業年度以後の各事業年度における処理その他同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(時価ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上)

第六十一条の七 内国法人がその有する売買目的有価証券(第六十一条の三第一項第二号(売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等)に規定する売買目的有価証券をいう。以下この項において同じ。))の価額の変動(第六十一条の九第一項第一号ロ(外貨建資産等の期末時換算差益又は期末時換算差損の益金又は損金算入等)に規定する期末時換算法により次条第一項に規定する円換算額(以下この項において「円換算額」という。))への換算をする第六十一条の九第一項第二号ロに掲げる有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。)により生ずるおそれのある損失の額を減少させるためにデリバティブ取引等(前条第二項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この項において同じ。))を行った場合(当該売買目的の外有価証券を政令で定めるところにより評価し、円換算額に換算する旨その他大蔵省令で定める事項を大蔵省令で定めるところにより帳簿書類に記載した場合に限る。)において、当該デリバティブ取引等を行った時から事業年度終了の時までの間に当該売買目的有価証券の譲渡がなく、かつ、当該デリバティブ取引等が当該損失の額を減少させるために有効であると認められる場合として政令で定めるところに該当するときは、当該売買目的有価証券の価額と帳簿価額との差額のうち当該デリバティブ取引等に係る同条第一項に規定する利益額又は損失額の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

2 前項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の翌事業年度における処理その他同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第四目 外貨建取引の換算等

(外貨建取引の換算)

第六十一条の八 内国法人が外貨建取引(外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れ、利益の配当その他の取引をいう。以下この目において同じ。))を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額(外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。以下この目において同じ。))は、当該外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額とする。

2 内国法人が先物外国為替契約等(外貨建取引によつて取得し、又は発生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させる契約として大蔵省令で定めるものをいう。以下この目において同じ。))により外貨建取引(第六十一条の三第一項第一号(売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等)に規定する売買目的有価証券の取得及び譲渡を除く。)によつて取得し、又は発生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させた場合において、当該先物外国為替契約等の締結の日においてその旨を大蔵省令で定めるところにより帳簿書類に記載したときは、当該資産又は負債については、当該円換算額をもつて、前項の規定により換算した金額とする。

3 前二項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等)

第六十一条の九 内国法人が事業年度終了の時ににおいて次に掲げる資産及び負債(以下この目において「外貨建資産等」という。))を有する場合に、その時における当該外貨建資産等の金額の円換算額は、当該外貨建資産等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法(第一号、第二号及び第三号に掲げる外貨建資産等にあつては、これらの規定に定める方法のうち当該内国法人が選定した方法とし、当該内国法人が

その方法を選定しなかつた場合又は選定した方法により換算しなかつた場合には、これらの規定に定める方法のうち政令で定める方法とする。）により換算した金額とする。

一 外貨建債権（外国通貨で支払を受けるべきこととされている金銭債権をいう。）及び外貨建債務（外国通貨で支払を行うべきこととされている金銭債務をいう。）又は口に掲げる方法

イ 発生時換算法（事業年度終了の時（以下この号において「期末時」という。）において有する外貨建資産等について、前条第一項の規定により当該外貨建資産等の取得又は発生（の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に用いた外国為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建資産等のうち、その取得又は発生（の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当つて同条第二項の規定の適用を受けたものについては、先物外国為替契約等により確定させた円換算額）をもつて当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法）をいう。次号及び第三号において同じ。）

ロ 期末時換算法（期末時において有する外貨建資産等について、当該期末時における外国為替の売買相場により換算した金額（当該外貨建資産等のうち、その取得又は発生（の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当つて前条第二項の規定の適用を受けたものについては、先物外国為替契約等により確定させた円換算額）をもつて当該外貨建資産等の当該期末時における円換算額とする方法）をいう。以下この項及び次項において同じ。）

二 外貨建有価証券（債権、払戻しその他これらに準ずるものが外国通貨で行われる有価証券として大蔵省令で定めるものをいう。）次に掲げる有価証券の区分に応じそれぞれ次に

定める方法

イ 第六十一条の三第一項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券期末時換算法

ロ 第六十一条の三第二項第二号に規定する売買目的外有価証券（償還期限及び償還金額の定めのあるものに限る。）発生時換算法又は期末時換算法

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券発生時換算法

三 外貨預金 発生時換算法又は期末時換算法

四 外国通貨 期末時換算法

2 内国法人が事業年度終了の時において外貨建資産等（期末時換算法によりその金額の円換算額への換算をするものに限る。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該外貨建資産等の金額を期末時換算法により換算した金額と当該外貨建資産等のその時の帳簿価額との差額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3 外国為替の売買相場が著しく変動した場合の外貨建資産等の金額の円換算額への換算、外貨建資産等の金額を円換算額に換算する方法の選定の手続、前項の差額に相当する金額の翌事業年度における処理その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（為替予約差額の配分）

第六十一条の十 内国法人が事業年度終了の時に

一 項第一号（売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等）に規定する売買目的有価証券を除く。以下この項において同じ。）について、その取得又は発生（の基因となつた外貨建取引の金額の円換算額への換算に当つて前条第二項の規定の適用を受けたものは、当該外貨建資産等の規定の適用を受けたときは、当該外貨建資産等に係る先物外国為替契約等の締結の日（その

日）が当該外貨建資産等の取得又は発生（の基因となつた外貨建取引を行つた日）である場合には、当該外貨建取引を行つた日）の属する事業年度から当該外貨建資産等の決済による本邦通貨の受取又は支払をする日の属する事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、為替予約差額（当該外貨建資産等の金額を先物外国為替契約等により確定させた円換算額と当該金額を当該外貨建資産等の取得又は発生（の基因となつた外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額との差額をいう。）のうち当該各事業年度に配分すべき金額として政令で定めるところにより計算した金額は、益金の額又は損金の額に算入する。

2 前項に規定する外貨建資産等が短期外貨建資産等（当該外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限が当該事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいう。）である場合には、同項に規定する為替予約差額は、同項の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することができ

3 前項の規定の適用を受けようとする場合の手続その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条第三項中「第三款から第五款まで」を「第三款、第四款及び第六款」に改める。

第八十三条及び第八十七条中「退職年金等積立金」を「内国法人に対して課する退職年金等積立金」に改める。

第二百二条第二項中「第三款から第五款まで」を「第三款及び第四款」に、「及び同章」を「並びに同章」に改める。

第二百四十二条中「第六款を」第七款に改める。

第三編第二章中第四節及び第五節の節名を削る。

第四百四十五条の次に次の一章を加える。

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の課税標準）

第四百四十五条の二 外国法人に対して課する退職年金等積立金に対する法人税の課税標準は、各事業年度の退職年金等積立金の額とする。

（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）

第四百四十五条の三 第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う外国法人の各事業年度の退職年金等積立金の額は、当該退職年金等積立金について、政令で定めるところにより、同条から第八十六条まで（退職年金等積立金の額の計算及びその特例）の規定に準じて計算した金額とする。

第二節 税額の計算

（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率）

第四百四十五条の四 外国法人に対して課する退職年金等積立金に対する法人税の額は、各事業年度の退職年金等積立金の額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

第三節 申告及び納付

（申告及び納付）

第四百四十五条の五 前編第二章第三節（内国法人の退職年金等積立金に対する法人税の申告及び納付）の規定は、外国法人の退職年金等積立金に対する法人税についての申告及び納付について準用する。この場合において、第八十八条第二号（退職年金等積立金に係る中間申告）中「前条」とあるのは、第四百四十五条の四（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率）と、第八十九条第二号（退職年金等積立金に係る確定申告）中「第八十七条（退職年金等積立金に対する法人税の税率）」とあるのは「第四百四十五条の四（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率）」と読み替へるものとする。

第四百四十六条第一項中「中間申告書の下に」並びに退職年金等積立金確定申告書及び退職年金等

積立金中間申告書を加え、同条の前に次の章名を付する。

第四章 青色申告

第四百七条中「各事業年度の所得に対する法人税」の下に「及び退職年金等積立金に対する法人税を加え、同条の前に次の章名を付する。」

第五章 更正及び決定

第五百九条第一項中「退職年金等積立金確定申告に係る法人税額」の下に「(第四百四十五条の五(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加える。

第六百六十条中「退職年金等積立金に係る確定申告」の下に「(第四百四十五条の五(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加える。

第六百六十二条第一号中「退職年金等積立金に係る中間申告」の下に「(第四百四十五条の五(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加える。

別表第二第一号の表中「仲理士会の項」の次に次のように加える。

附則

附則

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 改正後の法人税法(以下「新法」という。)

第一編、第二編第二章及び第三編第三章から第五章まで(総則等)の規定は、法人のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税について適用する。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、新法第二編第一章第一節及び第四百四十二条(課税標準及びその計算等)の規定は、法人新法第二

条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。))について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所

附則

附則

得に対する法人税については、なお従前の例による。

(有価証券の譲渡損益の計上時期に関する経過措置)

第三条 法人が改正事業年度(施行日以後最初に開始する事業年度をいう。以下同じ。)(前の事業年度において有価証券の譲渡に係る契約をし、かつ、改正事業年度以後の事業年度においてその有価証券の引渡しをする場合におけるその譲渡に係る新法第六十一条の二第一項(有価証券の譲渡利益又は譲渡損失の金額又は損金算入)に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額は、同項の規定にかかわらず、その引渡しの日の属する事業年度の利益の額又は損金の額に算入する。ただし、改正事業年度前の事業年度においてその譲渡に係る契約をし、かつ、その契約をした日の属する事業年度においてその譲渡に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入したものである。この限りでない。

2 法人が施行日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において有価証券の譲渡に係る契約をする場合(改正事業年度後の各事業年度にあっては、当該事業年度の直前

附則

附則

の事業年度においてこの項の規定の適用を受け

二第一項の規定の適用については、同項中「契約をした日」とあるのは、「契約をした日(その内国法人が次条第一項第二号に規定する売買目的外有価証券の譲渡に係る契約をした場合においてそのすべての契約に係る譲渡について当該売買目的外有価証券を引き渡した日の属する事業年度にこれらの譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額を益金の額又は損金の額に算入することとしているときは、当該譲渡利益額又は譲渡損失額についてはその引渡しをした日)」とする。

(ヘッジ処理に関する経過措置)

第四条 法人が、改正事業年度開始の日前に新法第六十一条の六第一項各号(繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ)に掲げる損失の額又は新法第六十一条の七第一項(時価ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上)に規定する損失の額を減少させるために新法第六十一条の六第二項に規定するデリバティブ取引等を行い、かつ、同日の前日までに当該デリバティブ取引等の決済をしていない場合において、当該開始の日に当該デリバティブ取引等によりその損失の額を減少せようとする同条第一項第一号の資産若しくは負債若しくは新法第六十一条の七第一項の売買目的外有価証券(以下この条において「ヘッジ対象資産等」という。))を有し、又は同日以後に当該デリバティブ取引等によりその損失の額を減少せようとする新法第六十一条の六第一項第二号の金銭の額の受取若しくは支払(以下この条において「ヘッジ対象取引」という。))があるときは、当該デリバティブ取引等並びにヘッジ対象資産等及びヘッジ対象取引に係る新法第六十一条の六及び第六十一条の七の規定の適用については、当該デリバティブ取引等は同日において行ったものとみなす。

(外貨建取引の換算等に関する経過措置)

第五条 新法第六十一条の八第一項(外貨建取引

の換算)の規定は、法人が改正事業年度開始の日以後に行う同項に規定する外貨建取引(次項において「外貨建取引」という。))について適用する。

2 新法第六十一条の八第二項の規定は、法人が改正事業年度開始の日以前に行った外貨建取引のうち同日以後に同項に規定する先物外国為替契約等を締結して円換算額(同条第一項に規定する円換算額をいう。))を確定させたもの及び同日以後に行う外貨建取引について適用する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、新法第二編第一章第一節及び第四百四十二条(課税標準及びその計算等)の規定の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十七條の九を削り、第六十七條の九の二を第六十七條の九とし、第六十七條の九の三を第六十七條の九の二とし、第六十七條の九の四を第六十七條の九の三とする。

第六十七條の十五第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

第六十八條の四中「内国法人の下に」と及び同法第四十五條の三に規定する退職年金業務等を行う外国法人を、「第八條」の下に又は第十條の二を加える。

第六十八條の五第一項中「同項」を「同項(同法第四十五條の三において適用する場合を含む。以下この項において同じ。))」に改める。

第七十八條の四第二項中「商工組合中央金庫法」の下に「(昭和十一年法律第十四号)」を加える。

(保険業法の一部改正)

第八条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部

請願者 東京都文京区千駄木五ノ四一ノ一

名 六 西本絹子 外二千六百六十二

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第二八四号 平成十二年二月十四日受理

消費税の増税反対、消費税率三%への減税に関する請願

請願者 山口県防府市石がろ一ノ三ノ四三

立石好夫 外二千六百六十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

第三一四号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県袋井市小山九一七 大場日

出夫 外二千六百六十五名

紹介議員 阿部 幸代君

パート・アルバイト労働者の賃金は低く、正規労働者の五割程度である。この低賃金構造の要因の一つは低水準の課税最低限度額であるが、平成七年にわずかに引き上げられてから据え置かれたままとなっている。パート・アルバイト労働者を始めとする勤労国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法第二十五条)を保障することは、経済・社会の安定に欠かせない。国民の最低生活費には課税しないという税制の基本原則に立ち返り、基礎控除を大幅に引き上げ、課税最低限度額を抜本的に改正することが求められている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、所得税の基礎控除を大幅に引き上げ、課税最低限度額を抜本的に改正すること。

第三一五号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜

本的な改正に関する請願

請願者 静岡県島田市湯日三、四二八ノ一

山田進 外二千六百六十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三一六号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県浜松市中田島町一、三九八

今井勝 外二千六百六十六名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三一七号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県富士宮市淀師一、二三四ノ一

窪田仁子 外二千六百六十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三一八号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県小笠郡菊川町青葉台三ノ一

一ノ一三 服部啓子 外二千六百六十五名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三一九号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県伊東市須美和和田七三四

ノ二五五 青木喜代子 外二千六百六十五名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三二〇号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県焼津市東小川三ノ一五ノ五

佐藤宗夫 外二千六百六十五名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三二一号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県御殿場市二枚橋二五五ノ一

二 勝又英和 外二千六百六十五名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三二二号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県敷地二ノ一ノ八 杉山善

一郎 外二千六百六十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三二三号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県裾野市岩波四二 片山淑子

外二千六百六十五名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三二四号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県浜北市西美園一、四九五

兼松明 外二千六百六十五名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第三二五号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県庵原郡富士川町中野台二ノ

六一 深作俊夫 外二千六百六十五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第三二六号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県伊東市八幡野一、四一八ノ

五 稲葉富士憲 外二千六百六十五名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第三二七号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡県富士市伝法一、六八五 古

谷英作 外二千六百六十五名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第三二八号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願

請願者 静岡市寺田二一九ノ三二 金子裕

外二千六百六十五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三二四号と同じである。

第三二九号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜

本的な改正に関する請願

請願者 静岡県榛原郡金谷町志戸呂四六二

紹介議員 白幡雄司 外二千六百六十五名

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三三〇号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の技

本的な改正に関する請願

請願者 静岡県掛川市葛ヶ丘三ノ一二ノ四

紹介議員 川上敬信 外二千六百六十五名

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三三一号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の技

本的な改正に関する請願

請願者 静岡県清水市横砂中町三ノ八 福

紹介議員 田寿 外二千六百六十五名

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三三二号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の技

本的な改正に関する請願

請願者 静岡県磐田郡佐久間町戸ロ一〇ノ

紹介議員 一 森田孔二 外二千六百六十五名

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三三三三号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の技

本的な改正に関する請願

請願者 静岡県磐田市見付一、八三二ノ一

紹介議員 〇 大石敬規 外二千六百六十五名

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三三四号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の技

本的な改正に関する請願

請願者 静岡県御殿場市二枚橋八八ノ一三

紹介議員 宮川文夫 外二千六百六十五名

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三三五号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の技

本的な改正に関する請願

請願者 静岡県浜松市伊左地町八、七七〇

紹介議員 村上雪雄 外二千六百六十五名

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三三六号 平成十二年二月十五日受理

所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の技

本的な改正に関する請願

請願者 仙台市宮城野区宮城野一ノ四ノ一

紹介議員 二 山田智美 外二千六百六十五名

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三三八号 平成十二年二月十六日受理

不況打開・地域金融機関等の緊急対策に関する請

願

請願者 千葉県市原市若宮一ノ一六ノ八

紹介議員 鈴木真 外二千四百四十八名

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

第三三七号 平成十二年二月十六日受理

不況打開・地域金融機関等の緊急対策に関する請

願

請願者 千葉県市原市若宮一ノ一六ノ八

紹介議員 鈴木真 外二千四百四十八名

この請願の趣旨は、第三一四号と同じである。

い。消費税率の再引上げは行わないこと。消費税

は、将来的には廃止を目指す。当面は税率を

三％に引き下げる。こと。

二、金融機関の貸付を止めさせ、信用金庫及び

信用組合などの地域金融機関を地域経済振興に

有効な方向へ育成すること。サラ金、商工ロー

ン及び日掛け融資など高利貸金業の金利を引き

下げ、規制を強化すること。

第三三九号 平成十二年二月十六日受理

不況打開・地域金融機関等の緊急対策に関する請

願

請願者 東京都練馬区土支田一ノ七ノ二

紹介議員 豊崎龍雄 外二千四百四十八名

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第三七〇号 平成十二年二月十六日受理

不況打開・地域金融機関等の緊急対策に関する請

願

請願者 東京都練馬区貫井二ノ二ノ七 竹

紹介議員 内和男 外二千四百四十九名

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第三七一号 平成十二年二月十六日受理

不況打開・地域金融機関等の緊急対策に関する請

願

請願者 埼玉県戸田市新曽南二ノ一ノ一

紹介議員 二五〇三 中村四郎 外二千二百

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第三七二号 平成十二年二月十六日受理

不況打開・地域金融機関等の緊急対策に関する請

願

請願者 東京都練馬区土支田四ノ二ノ一ノ三

富永国夫 外二千四百四十八名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第三七三三号 平成十二年二月十六日受理

不況打開・地域金融機関等の緊急対策に関する請

願

請願者 東京都品川区南品川一ノ五ノ一ノ

紹介議員 七 緒貫秀雄 外二千四百四十八名

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第三七四号 平成十二年二月十六日受理

不況打開・地域金融機関等の緊急対策に関する請

願

請願者 埼玉県鶴ヶ島市中新田一、五八〇

紹介議員 名 一 那須忠義 外二千四百四十八

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第三七五号 平成十二年二月十六日受理

不況打開・地域金融機関等の緊急対策に関する請

願

請願者 千葉県市原市南岩崎六七一ノ一八

紹介議員 柳原操 外二千四百四十八名

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第三七六号 平成十二年二月十六日受理

不況打開・地域金融機関等の緊急対策に関する請

願

請願者 千葉県市原市加茂二ノ九ノ一四

紹介議員 小原泰子 外二千四百四十八名

この請願の趣旨は、第三三八号と同じである。

第三七七号 平成十二年二月十六日受理

不況打開・地域金融機関等の緊急対策に関する請

願

請願者 埼玉県三郷市さつき平一ノ二ノ一
ノ七〇四 橋本政治 外千二百四十八名

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

願

請願者 千葉県松戸市馬橋五二六ノ八 田
瀬信一 外千二百四十八名

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

願

請願者 埼玉県八潮市大曾根五〇ノ四ノ三
一〇 新井ひろみ 外千二百四十
八名

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

願

請願者 埼玉県大宮市南中九一、〇七九ノ
八 吉田邦輝 外三十名

この請願の趣旨は、第二一三号と同じである。

願

請願者 大阪府堺市浜寺諏訪森町西三丁二
〇九 大島泰

相統税の納税に当たり延納を選択した結果、相
統税本税及び延納利子税を支払う必要があるが、
延納担保の土地について適当な買手が現れず、納

税資金の確保に苦慮している。土地を売却できた
としても、平成五年の相統開始時から三年を超え
ているため、相統税額を加算して譲渡所得税相当
額を調整控除する制度は適用されず、土地の売却
代金から相統税及び譲渡所得税を支払うことは困
難であり、まして延納利子税を支払うことは不可
能に近い。

ついては、次の事項について実現を図られた
い。

一、例外的な物納制度を延納制度と同様の原則的
な納税方法とし、延納期間中には延納から物納
への切替えを選択できる制度を緊急に採用する
こと(相統税法第四十一条関係)。又は昭和六十
四年(平成元年)から平成三年分までの相統税延
納分を物納選択に切り替えることを内容とした
臨時特別法を復活させ、平成八年分の相統税延
納分まで延長適用すること。

二、相統によって取得した財産の譲渡所得の計算
の基礎となる取得価額は、当該相統時の相統税
評価額に改め、原始取得価額に相統税額を相統
開始の日から三年間だけ加算する現行の制度を
廃止すること(租税特別措置法第三十九条関
係)。

三、土地の売却が容易でない最近の状況にかんが
み、市場金利とは懸け離れた現行の高い延納利
子を大幅に引き下げる(例えば、不動産担
保部分が十分の五以上である場合の年五・四
の延納利子率を年一〇程度に引き下げる等)(相
統税法第五十二条関係)。

四、配偶者に先立たれた少子家庭の相統に対する
相統税負担の不合理及び不公平をなくするため、
現行の遺産取得税体系を緊急に廃止し、遺産税
体系に改め、税負担が人間の生死の時期や子供
の出生力に大きく左右される現行の相統税の体
系を改革すること。

二月二十九日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月十日)

一、平成十二年度における公債の発行の特例に
関する法律案

一、租税特別措置法等の一部を改正する法律案
一、法人税法の一部を改正する法律案

三月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、配偶者特別控除の廃止に関する請願(第四
二五号)

第四二五号 平成十二年二月十八日受理
配偶者特別控除の廃止に関する請願

請願者 東京都国立市東四ノ二三ノ四一
佐藤正子 外三十九名

この請願の趣旨は、第二一三号と同じである。

平成十二年三月十五日印刷

平成十二年三月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局